(2)　陸上移動局（中継（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置

［ア・イ　略］

(3)　陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置

ア　陸上移動局と通信を行う送信装置

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（一）一〇・三dBm以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［略］	［略］	［略］
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
［略］	［略］	［略］

［注　略］

イ　基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［略］	［略］	［略］
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・一二
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(2)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

［ア・イ　同上］

(3)

［同上］

ア　［同上］

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［同上］	［同上］	［同上］
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

イ　［同上］

［同上］

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
［同上］	［同上］	［同上］
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］